

令和8年度 就学援助費支給申請のご案内

立川市にお住まいで、お子さまが国公(市)立の小・中学校の通常の学級に在籍し、一定の条件を満たす世帯に、就学に必要な費用の一部を援助します。

援助を希望される方は、こちらの案内をよくご覧いただき、お手続きください。

※申請は毎年度必要です。

※令和7年度に就学援助の認定を受けた方も申請が必要です。

※入学前に入学準備金の申請をされた方も別途申請が必要です。



立川市教育委員会

■支給の対象となる世帯

立川市にお住まいで、国公(市)立の小・中学校の通常の学級に通っているお子さまがいる世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯が対象となります。認定を受けるには、必ず申請が必要です。

1. 生活保護を受けている世帯。
2. 児童扶養手当（おもにひとり親家庭の手当）を受給している世帯。
3. 所得判定により認定された世帯。

※生活保護受給世帯も、本申請を行ってください。

※特別支援学級（固定学級）に通学しているお子さまは、本申請の対象外となります。1学期始業式以降に教育支援課から案内があります「就学奨励費」のご申請をお願いいたします。

※立川市にお住まいでない世帯、私立小・中学校や特別支援学校に通学しているお子さまは、本申請の対象外となります。

※所得判定の目安については、下記の認定目安額をご参照ください。

■年間総所得金額のモデルケースによる認定目安額

世帯人数	家族構成	年間総所得(持家)	年間総所得(賃貸)
2人	父または母(40)・子(9)	約200万円以下	約285万円以下
3人	父(41)・母(36)・子(7)	約255万円以下	約340万円以下
4人	父(40)・母(35)・子(14)・子(9)	約320万円以下	約405万円以下
5人	父(45)・母(41)・子(14)・子(10)・子(5)	約340万円以下	約425万円以下
6人	父(50)・母(45)・子(17)・子(13)・子(9)・子(5)	約385万円以下	約470万円以下

※上表はあくまで参考例となります。

※認定基準額（生活保護基準額）は、家族の年齢、人数、家賃等、世帯状況によって異なります。

※令和7年の世帯の年間総所得金額で審査を行います。（年間総収入金額ではありません。）

※賃貸の場合は、家賃を69,800円（生活保護基準の上限額）以上として計算しています。

69,800円未満の場合は、上表より低い目安額となります。

■支給内容について ※令和8年2月現在

区分	小学校	中学校	備考
学用品 通学用品費 (月額)	1年 1,060円 2~6年 1,270円	1年 2,070円 2~3年 2,280円	8月分は、夏休み期間となるため、支給はありません。
校外活動 修学旅行費	実費相当額	実費相当額	ご家庭で学校等にお支払いをしていただき、後から実費相当額（就学援助対象費用）を振り込みます。「修学旅行費」は、修学旅行（日光移動教室含む）終了から2~3か月後を目安に、各学校から、学校に届けている口座に振り込まれます。「校外活動・修学旅行費」にかかる費用やお支払いに関することについては、各通学先の学校にお問い合わせください。
新入学 学用品費	91,600円 (1年時)	101,000円 (1年時)	「 <u>入学準備金</u> 」を受け取っていない方に限ります。入学準備金を受け取っていない小・中学1年生がいる世帯で、1学期中に就学援助の認定となった場合は、1学期分として振り込みます。（他の市区町村で受給された方は対象外）
入学準備金	101,000円 (6年時)		小学6年生がいる世帯で、令和9年2月1日時点の就学援助認定者へ、令和9年3月中旬に振り込みます。（私立中学校入学予定者を除く）
卒業 アルバム代	11,000円 (6年時)	10,000円 (3年時)	令和9年3月時点の就学援助認定者のうち、購入者のみ、3学期分として振り込みます。
給食費	実費	実費	立川市内の公立小・中学校は、給食費を無償化しています。保護者の方の給食費の負担はありませんので、 支給はありません 。（国・都立学校、区域外(市外)に就学で、給食費の支払いがある場合は、実費相当額を支給）

※生活保護を受けている世帯は、「校外活動・修学旅行費」「卒業アルバム代」のみが、就学援助費の支給対象となります。それ以外は、生活福祉課から生活保護費として支給されます。

■支給時期について

就学援助の認定世帯には、就学援助費を下記のとおり年間3回（学期毎）、申請時指定の金融機関口座に振り込みます。（「修学旅行費」「入学準備金」を除く）

- 1 学期分・・・8月末～9月上旬
- 2 学期分・・・1月末～2月上旬
- 3 学期分・・・4月末～5月上旬

■支給条件・申請に必要な書類

ご家庭の状況により、必要書類が異なります。

ご家庭の状況 (支給の条件等)	必 要 書 類 (*) 電子申請の場合は、入力フォームにご入力ください。
1、生活保護を受けている世帯	<input type="checkbox"/> 就学援助費支給申請書 (*) ※立川市以外で受給している世帯は、お申し出ください。
2、児童扶養手当を受給している世帯	<input type="checkbox"/> 就学援助費支給申請書 (*) ※おもにひとり親世帯が該当。児童手当とは異なります。
1、2以外の世帯 ・令和7年の世帯の年間総所得金額により審査します。 ・世帯の年間総所得金額が認定基準額（生活保護基準(第68次)）を下回った世帯が、支給対象となります。 ・家賃の金額を証明できる書類をご提出の場合は、家賃金額も考慮して審査します。ご提出が無くても申請はできますが、その場合は家賃金額を考慮せずに審査を行います。 （持家の住宅ローンや、賃貸契約を結ばずに支払っている家賃は対象外）	<input type="checkbox"/> 就学援助費支給申請書 (*) <input type="checkbox"/> 家賃の金額を証明できる書類…家賃をお支払いの方のみ 最新の賃貸借契約書、住宅使用料決定通知書等、現在の家賃金額がわかる書類の、「家賃金額」「契約者」「住所」がわかる部分の写しをご準備ください（通帳の写しや振込明細、領収書等は不可。契約者は申請者もしくは生計を同じくする者に限る）。電子申請の場合は、画像の添付をお願いします。 ◆令和8年1月1日時点で立川市に住民登録がなかった方のみ、以下の書類の添付をお願いします。 <input type="checkbox"/> 令和8年度課税（非課税）証明書 （世帯全員の年間総所得金額がわかるもの） 原則令和8年1月1日に住民登録のあった市区町村で、令和8年6月以降に発行されます。電子申請の場合は、画像の添付をお願いします。発行前に申請の場合は、6月中に別途証明書を、郵送または直接ご提出ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px 0;">ご注意ください！！</div> 世帯の中でお一人でも収入状況が未申告ですと審査ができません。税務署で「申告の必要はない」と言われた方も、収入の有無に関わらず市役所課税課（市役所1階・35番窓口）へご申告ください。 ◆生計維持者の死亡、会社都合の失職等、予測不能かつ突発的な事情により家計が急変し、令和8年の収入に大幅な減少が見込まれる世帯はご相談ください。

■申請方法 ※毎年度申請が必要です

右の二次元コードを利用または立川市公式HPで [就学援助 電子申請](#) と検索し、【電子申請】令和8年度就学援助費よりご申請ください。

（紙の申請書を下記提出先に郵送または直接お持ちいただくことも可能です。紙の申請書は、学務課窓口および各学校事務室での配布、または立川市公式HP（令和8年度就学援助申請方法）から印刷できます。）
ご家庭の状況により必要書類が異なります。詳しくは中面をご確認ください。



■受付開始日…令和8年3月11日（水）から

■申請締切…毎月20日

令和8年4月分からの受給を希望する方は、必ず令和8年3月11日～4月20日の期間内にご申請ください。

※年度に一度申請を行えば、毎月の申請の必要はございません。

※締切日までに申請し認定となった場合、締切日の月初が認定日となります。

※月の途中の立川市への転入の場合、転入月の20日以前に申請した場合でも、転入月の月初ではなく、転入日が認定日となります。

※令和9年3月分のみ、締切日が3月10日となります。

※20日が休日の場合、窓口受付の締切りは、前開庁日となります。

※郵送の場合は当日消印有効です。

※申請が締切日を過ぎた場合、さかのぼっての認定はできません。

■申請結果…申請締切日の翌月上旬までに、結果を発送します。

令和8年3月11日～5月20日申請分は、6月中旬までに結果を発送します。

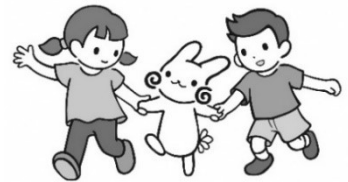
■お問い合わせ・提出先

立川市教育委員会 学務課 学務係
〒190-8666 立川市泉町1156番地の9
TEL042-523-2111 内線 2516、2517

窓口：立川市役所2階61番 月～金曜日(祝日・年末年始除く)午前8時30分～午後5時

※1学期始業式以降は、各学校事務室でも提出受付いたします。

月～金曜日(祝日・学校休業日除く)午前8時30分～午後4時30分



◆就学援助制度の詳細は、右の二次元コードから、立川市公式HPをご参照ください。

